

## 令和7年度 軽井沢町防災会議 会議録

1. 開催日時 令和7年12月23日（火）  
14時～15時30分（気象庁浅間山火山防災連絡事務所の講演含む）
2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 大講堂
3. 出席者  
会長：町長  
委員：別紙名簿のとおり（地域防災計画資料編1-2・P1553）  
(質疑等発言者のみ) A委員、B委員、C委員  
議題に關係した説明のための出席者：なし  
事務局：事務局A、事務局B（説明者のみ表示）
4. 議題  
(1) 令和7年度 軽井沢町地域防災計画修正案について  
(2) その他
5. 傍聴人数 4名（報道機関含む）
6. 議事内容 以下のとおり

### 1. 開会

【事務局A】 ●●●●●●●

【事務局A】 ●●●●●●●でございます。

会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまから軽井沢町防災会議を開催いたします。

初めに、皆様既にご承知かと思いますが、令和7年4月の町の組織改革が行われ、危機管理防災に関する部署が総務課防災係から総合政策課危機管理室へと変更になりました。地域防災計画の修正にも関係し、会議事項の中でもご説明させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

本日お配りいたしましたものとして、会議次第と軽井沢町防災会議条例および委員名簿がございます。

あわせまして、過日配付させていただいておりますが、資料1の「令和7年度軽井沢町地域防災計画修正案」について、資料2の「令和7年度軽井沢町地域防災計画修正案新旧対照表」をご利用ください。資料が不足している場合は、お持ちでない方は、事務局へお申し出いただければと思います。

よろしいですね。

資料につきましては、大丈夫なようですので、本日の会議は、お手元の会議次第により、進めてまいります。

本日は委員39名のうち、出席者35名でございます。

軽井沢町防災会議条例上では、定数の規定はございませんが、多数の委員が出席いただいております。会議が成立いたしております。

続きまして、事務局より傍聴者および取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】●●●●●●●●

【事務局B】●●●●●●●●です。よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

傍聴希望者および取材希望者の取り扱いにつきましては、軽井沢町審議会等の委員の選任および会議の公開に関する指針の第5条会議の公開の規定に基づき、公開とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは初めに、本日の傍聴は2名でございます。

続きまして、報道関係者は、【報道機関A】●●●●●●●●と【報道機関B】●●●●●●●●となります。

傍聴者の方にお願いいたします。

会議の傍聴・取材に当たりましては、委員各位の理解に基づき、公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴をいただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力を願いいたします。

携帯電話は、マナーモードにするなど、音の出ない設定にしていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、この会議での発言の内容や個別の情報などについて個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点会議資料につきましては、個人の利用範囲内でお持ち帰りを可とさせていただきます。ただし資料は整理を行ったもので、公開できるものにつきましては、後日ホームページで公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載は行わないようにしてください。

【事務局A】●●●●●●●●

続きまして、軽井沢町地防災会議会長であります【町長】（土屋三千夫町長）より、ご挨拶を申し上げます。

## 2. 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

皆様、こんにちは。【町長】（土屋）でございます。

本日は年末のご多忙のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で、町危機管理・防災行政はもとより、町政全般にわたりご協力をいただきまして、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

先ほど御案内もありましたように、この対面で行うのは6年ぶりということでお初めて参加される方も多いのではないかと思います。

さて、私達の生活の上では、様々な危機に直面しております本年におきましても、全国各地で台風、秋雨前線による豪雨、地震など自然災害が発生しており、

企業活動においては、ランサムウエアによるサイバー攻撃などにより、社会的な影響も発生しております。また、住宅地へのクマの出没についても、本年の特徴を示す自然災害かと感じております。

このような自然災害への備えとしては、発生してから慌てて対応する危機管理ではなく、日頃から最大限のリスクを想定して備えておく、リスクマネジメントの徹底が重要なものとなり、総合政策課危機管理室において、各地に出向き出前講座において、日頃の備えの大切さなどを説明しております。

災害対策の基本である軽井沢町地域防災計画は、災害の予防計画や災害発生時の応急対策計画、復旧計画など災害に関する計画を定めたもので、法律の改定や長野県地域防災計画の修正に応じて、毎年修正を加えております。

本日は、今年度における軽井沢町地域防災計画の修正内容をご説明させていただきますので忌憚のないご意見をいただければと思います。

また、会議事項の審議終了後には、気象庁浅間山火山防災連絡事務所長様から最近の浅間山の状況についての説明も予定しております。当町においては、浅間山の火山活動につきましては、常に注意していかなければならない事項ですので、持ち帰りいただき、関係者の皆さんでぜひ共有いただければと思います。

本日は、年末の忙しい中での会議招集となりましたがよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、会議開催に際しての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局A】 ●●●●●●●

ありがとうございました。次第にはございませんがこの防災会議につきまして、コロナ禍などもあり、対面での実施いたしますのが、令和元年度以来6年ぶりとなります。

危機管理に關係します、関係部署の皆様が一堂に会しておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

マイクを事務局、右手側より回させていただきますので、その場でお願いいたします。

====出席者自己紹介（内容省略）=====

【事務局A】 ●●●●●●●

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、防災会議条例第3条第3項により、会長は会議を総理すると規定されておりますので、議長を【会長】（町長）にお願いしたいと思いますよろしくお願ひいたします。

### 3. 議題

（1）令和7年度 軽井沢町地域防災計画修正案について

【会長】

それでは本日の会議事項に入ります。本日は1点です。

令和7年度軽井沢町地域防災計画修正案についてです。事務局より説明をお願いします。

【事務局B】 ●●●●●●●

会議事項（1）令和7年度 軽井沢町地域防災計画修正案につきまして、ご説明いたします。

資料1につきましては、項目別の主な修正事項を各編・節別にまとめた資料となっております。

令和7年度中の地域防災計画の主な修正事項は、令和6年度の県の地域防災計画が修正されたことから、この内容を町の地域防災計画に反映させるための修正を行っております。例を示しますと、「第2編・風水害対策編」、「第1章・災害予防計画」、「第1節・風水害に強いまちづくり」がそのひとつです。

また、令和7年4月に町の組織改革が行われ、危機管理・防災担当部署が「総務課防災係」から「総合政策課危機管理室」に変更となり、この組織体制の変更に伴い、必要な見直しを行っています。例とすると、先ほどの次の項目「第2節・災害発生直前対策」となります。

その他では、必要な語句（文言）につきましても、修正しております。

これ以外で、県の修正内容を踏まえつつ、当町の状況を勘案して見直しを行いました事項を新旧対照表でご説明します。

資料2の2ページをお願いします。

左側が現在の計画内容を「旧」として、令和7年度修正案が右側に「新」として、まとめています。

第1編（総則）・第1節の計画の目的、構成及び基本方針ですが、「5 基本方針」に県の地域防災計画に合わせて、多様なニーズに適切に対応するよう内容を追記するとともに、「6 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等」に、このアクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点目標を踏まえ、今後地震防災対策の推進を図る旨を追記しております。

次に4ページをお願いします。第2編・風水害対策編です。

第2編・第1章・1節・「風水害に強いまちづくり」ですが、この節の中、全般的に県の計画に合わせて修正をしておりますが、今後も災害予防のため県などの関係機関とも協力しつつ、対応を図ってまいります。

次の5ページの3節・情報の収集・連絡体制計画に關係してですが、令和7年度に各公民館へWi-Fi環境を整備いたしました。災害情報の収集、集約のため、各区と連携し推進していきたいと思います。

次に6ページをお願いします。

第5節・広域相互応援計画ですが、「2 相互応援体制の整備」は、県の見直しに合わせて、協定等の活用により、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として利用可能な施設の整理に関する記述を追記し、併せて、応援職員の宿泊場所の確保が困難な場合において、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置

できる空き地などの確保に配慮する旨も追記しています。今後、関係機関との協力を得ながら、受援体制についても、他自治体の事例を参考に研究していく必要があると考えております。

次に11ページをお願いします。

12節・避難の受入れ活動計画の「6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援」ですが、様々な事情により避難所への避難でなく、在宅避難、車中泊、ホテル・旅館の活用、親戚・知人宅への避難など、多様な避難生活の場所を想定して、避難者の支援を検討する旨を追記しています。

次の12ページの13節・孤立防止対策から15ページまでの16節・生活必需品の備蓄・調達計画までですが、県からの通知により災害時に必要となる標準的な物資の品目や数量の基本的な方向性が示されました。物資では、特に食料や飲料水は、最低でも3日、可能な限り1週間の備蓄への呼びかけが示されており、県では、最大の避難者数を想定して備蓄体制を整えることとしております。当町は、観光客や別荘滞在者もおり、浅間山の大規模噴火では、全町的な避難もあり難しい面もありますが、家庭向けでは、家族分の備蓄を呼びかけ、町での備蓄に関しては、従前の人口の概ね5%・千人分を基本として、子どもから高齢者、女性向けなど多様な状況を考え、事前購入による備蓄と、協定による企業からの調達による確保など備えていきたいと考えております。

次に17ページをお願いします。

25節・防災知識普及計画ですが、「1 住民等に対する防災知識の普及活動」の修正部分として、自主防災組織における防災マップ等作成に対する協力推進と、防災マップ作成にあたり、持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発していくことや、早期避難の必要性、備蓄品の準備、マイタイムラインの作成など、平時からの備えや知識の普及啓発に努める記述を追加しています。今後も、自主防災組織での防災講座などで地域コミュニティの醸成と、防災知識の普及に努めていきたいと思います。

次に20ページをお願いします。ここからが、第2章の災害応急対策計画となります。

第1節・非常参集職員の活動ですが、町の組織改革に伴う修正に合わせて、災害対策本部事務分掌も含めて見直し作業を進める中で検討しております。

少々飛びますが、40ページをお願いします。

第4節・広域相互応援活動ですが、「6 受援体制の整備」として、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点、車両設置できる用地の確保に配慮する旨を追記していますが、今後、受援計画を策定していく中で、検討していくこととなります。

次に43ページをお願いします。

第12節・緊急輸送活動ですが、「2 緊急輸送体制の確立」ですが、物資輸送拠点に関しては、役場となっておりますが、指定避難所までの輸送体制として、ヤマト運輸様に続き、佐川急便様とも9月に協定を締結し強化を図っております。

次の44ページをお願いします。

第13節・避難の受入れ及び情報提供活動ですが、「4 避難所等の開設・運営」は、県の地域防災計画に合せて修正するとともに、避難が長期化した場合での指定避難所に避難した方、在宅での避難者、車中泊避難者に対する良好な生活環境が保たれるための注意すべき事項を当町の備蓄資機材の状況も考慮しつつ追記しております。

以降のページにつきましては、県の地域防災計画の修正、町の組織改革に伴う修正を中心に見直しをしております。

説明につきましては、以上となります。

### 【会長】

ただいま事務局から説明がありました内容等について、委員の皆様から何か質問、又はご意見等ありましたらお願ひいたします。

### 【委員A】 ●●●●●●●●

見直しをしていまして、14ページの備蓄品に対する備品についての関係ですが、携帯を皆さん使われております、それに対する充電するための充電器のことが載っていなかったので、それを加えていただけたら良いのではと思いました。

### 【事務局B】 ●●●●●●●●

備蓄モバイルバッテリーとして、ポータブルの蓄電池は町の方にも用意がございますので、そちらの方で記載をさせていただきたいと思います。

### 【会長】

今の事務局の内容を補足しますと、町で、備蓄の資材の中で、発電機等がありますので、モバイルのスマートフォン等につなぎ充電できることを説明させていただきました。資料の中に掲載をさせていただきます。

### 【委員B】 ●●●●●●●●

特に異論があるわけではないのですが、細かい点で意見提案させていただきます。

資料2の書き方ですが、13ページのところ、例えば14節右側「新」のところにアンダーラインのあるところ、中段付近、「なお、具体的な備蓄体制を検討する上で、県及び市町村・・・」となっているが、県から出ている通知と推察しています。記載の状況では、発出元が不明な通知ですので、「令和6年10月11日付6危第168号・長野県危機管理部長通知」とか、発出元を入れておくとわかるかと思います。

その他にも通知を引用している記載が数か所あったように見えたので、（以下「長野県・・・」という）と記載することが良いかと思います。

### 【事務局B】 ●●●●●●●●

確かにこの通知名を書いても発出元が不明かと思いますので、ご指摘の点を修正させていただきます。

### 【会長】

他にいかがでしょうか？（委員からは無い様子）

それでは挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、今のご指摘の修正をすることが前提ですが、本件の承認につい

て、賛成する方は挙手をお願いいたします。

※※ 表決状況 挙手全員 ※※

**【会長】**

ありがとうございました。

委員全員の承認をいただきましたので原案のとおり今後の事務手続きを進めさせていただきたいと思います。

今後の事務手続きに関する事務局から説明をお願いします。

**【事務局B】 ●●●●●●●●**

令和7年度軽井沢町地域防災計画修正案についてご承認いただきありがとうございました。

原案につきましては、原稿の校正を行った上で、印刷工程に入り、3月下旬に加除作業を完了させ、今年度の作業につきましては終了となります。

事務局からの説明につきましては以上となります。

**【会長】**

それでは会議事項（2）その他に入ります。会議事項である地域防災計画修正案などに関連して事務局からありますか。

**【事務局B】 ●●●●●●●●**

事務局側からは特にありません。

**【会長】**

皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

**【委員C】 ●●●●●●●●**

今回地域防災計画に関わることではないのですが、弊社ですが7月に社名が変更になり、名称が「東日本電信電話株式会社」から「NTT東日本株式会社」に変更になりましたので、よろしければ併せて社名の方も変更していただければありがたいと思いました。以上であります。

**【事務局B】 ●●●●●●●●**

関係する事項に関しましては、修正させていただきます。

**【会長】**

他に何かありますでしょうか？よろしいでしょうか？それでは、予定しておりました会議事項につきましては、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局に引き継ぎします。

**【事務局A】 ●●●●●●●●**

会長、議事進行ありがとうございました。

本日は、危機管理に関係します機関の皆様がお揃いでございますので、軽井沢町では危機管理上、浅間山の活動状況について常に注意していなければなりません。

そこで最近の浅間山の火山活動の状況につきまして、当防災会議の委員であります、気象庁浅間山火山防災連絡事務所長様より解説資料の説明をお願いしたい

と思います。（講演内容に関しては、省略）

**【事務局A】 ●●●●●●●**

本日予定しておりました案件につきましては全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

以上をもちまして、軽井沢町防災会議を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。